注 意 事 項

- 1. この事前相談は、法に基づく申請に先だってあらかじめ開発等の計画の概要について、協議し、指導を受けるものです。
- 2. 開発等をしようとする者は、この事前相談書に必要事項を記入の上別表に掲げる図書を添付して下さい。
- 3. 法に基づく申請は、この事前相談書に定められた有効期間内に行って下さい。万一、有効期間を 経過した場合、事前相談の効力がなくなることがありますので十分注意して下さい。
- 4. 事前相談書の有効期間は、事前相談が完了した日から起算して1年です。 ただし、市街化調整区域で行う日常生活のための物品販売店舗等(都市計画法34条第1号に係る もの)は6ヶ月です。
- 5. この事前相談書の内容が法令の改正により新しい法令に低触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前相談を必要とする場合があります。
- 6. この事前相談が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。